

⑤ Q & A（よくあるご質問と回答）

- 木工事着工とは？
- 木工事完了とは？
- 補助金の対象となる住宅等とは？
- 県外に住んでいるが補助金を利用できるか？
- 「さいたま県産木材販売伝票」とは？
- 「さいたま県産木材認証シール」とは？
- さいたま県産木材を扱っている材木店を知りたい。さいたま県産木材認証事業体かどうかを知りたい。
- 彩の木補助事業の利用実績がある工務店を知りたい。
- 申込書兼交付申請書を提出するタイミングは？木工事着工前でないと受け付けてもらえないのか？
- 現地検査のために工事を中断する必要があるか？現地検査の内容は？
- 自らが施工する場合、補助金の対象になるか？
- 市町村が実施している補助金等との併用は可能か？
- 平成29年2月28日までに木工事が完了できなかったときはどうすればいいのか？
- 建売住宅（売買契約前）の場合、申請者は誰になるのか？
- 県外にさいたま県産木材を使って住宅を新築する。補助金の対象になるか？
- 平成28年3月1日に内装木質化の工事請負契約を締結し、4月11日に着工した。補助金の対象になるか？
- 実面積の計算方法（様式1－3）を知りたい。
- さいたま県産木材を3立方メートル以上使用して改築する。増改築として申込んだ補助金額より内外装木質化として申込んだ補助金額の方が大きくなる時、内外装木質化として申込んでいいか？

Q 木工事着工とは？

A 木を使った工事の着手を指します。

Q 木工事完了とは？

A 彩の木補助事業補助金の対象となる木（さいたま県産木材）を使った工事の完了を指します。

Q 補助金の対象となる住宅等とは？

A 自ら居住する住宅、個人又は法人で所有する貸家やアパート、事務所、店舗、法人で所有する社宅、福祉施設、保育所などが対象となります。また、物置、車庫、倉庫なども対象となります。
対象となるか迷うときは、木材協会までお問い合わせください。

Q 県外に住んでいるが補助金を利用できるか？

A 補助対象要件を満たしていれば、県外在住でも補助金をご利用になれます。

Q 「さいたま県産木材販売伝票」とは？

A さいたま県産木材認証制度により認定された「さいたま県産木材認証事業体」が、納品先に対して、自らが扱った木材の産地及び流通履歴を証明し、発行するものです。

様式第4号 【2枚複写②】

さいたま県産木材販売伝票

様

NO. _____
____年 ____月 ____日

品 名	形 状	本数（束）	材 積	前県産木材認証事業体記号番号 (素材生産者の場合は生産地)
計				

さいたま県産木材
認証センター理事長



県産木材認証事業体認定番号 _____

発行者 住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ 印

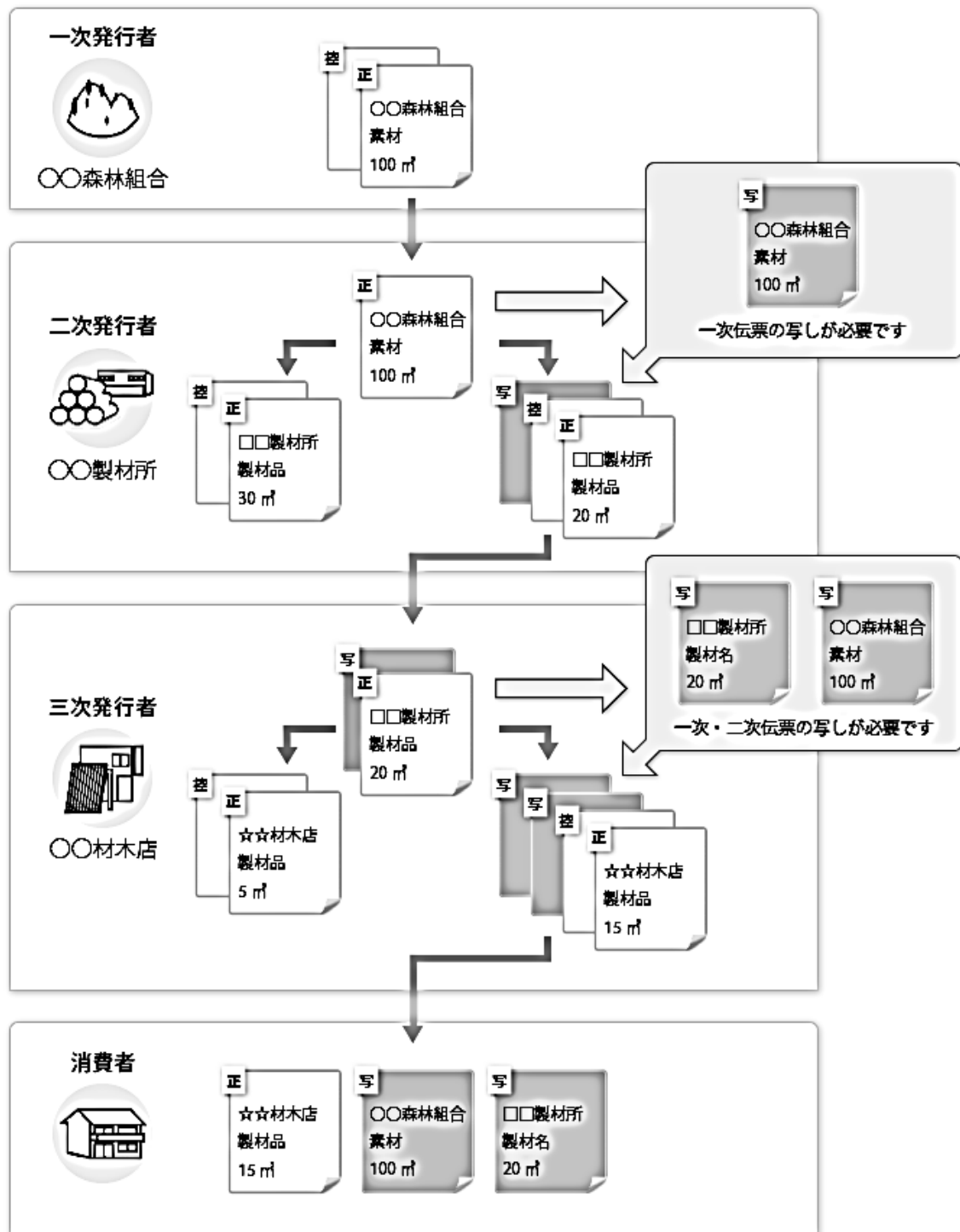
電話番号 _____

販売伝票の流れは、次ページのとおりで。

伐採した丸太から住宅資材として使われるまで、すべての発行者の伝票を添付して自らの伝票（正）とともに消費者（エンドユーザー）に渡します。

（つづく）

(つづき)



Q 「さいたま県産木材認証シール」とは？

A さいたま県産木材であることが
証明された木材に貼られるシールです。



Q さいたま県産木材を扱っている材木店を知りたい。さいたま県産木材認証事業体かどうかを知りたい。

A 埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。<http://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch>
「木材事業所検索」で **県産木材** の事業者が、さいたま県産木材認証事業体です。
また、「さいたま県産木材認証事業体一覧」及び「工務店一覧」も掲載しています。
<http://www.mokkyo-saitama.jp/work/work03>
ホームページをご覧になれない方は、木材協会までご連絡ください。

Q 彩の木補助事業の利用実績がある工務店を知りたい。

A 埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。<http://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch>
市町村別に検索できるようにしてありますので、参考にしてください。

Q 申込書兼交付申請書を提出するタイミングは？木工事着工前でないと受け付けてもらえないのか？

A 平成29年2月28日までに木工事が完了するものであれば、どのタイミングでも申込みできます。
既に完成し居住している住宅でも、木工事の着工が平成26年4月1日以降で補助対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、彩の木補助事業（平成26年度は、埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業）補助金を過去に受けた住宅等は、重複して補助を受けることはできません。
また、内外装木質化で申込む場合は、工事請負契約書の締結日が平成28年4月1日以降でないと、対象とはなりません。

Q 現地検査のために工事を中断する必要があるか？現地検査の内容は？

A 現地検査は30分程度で終了します。現地検査の準備で、工事を数日間中断する等の必要はありません。現地検査は、提出された書類どおりに県産木材が使われているかを確認します。したがって、使用状況が目視できる段階で検査を受けられるよう、ご協力をお願いします。検査日程や工事の都合で目視による確認ができないときは、現地において工事写真による確認をさせていただきます。

Q 自らが施工する場合、補助金の対象になるか？

A 住宅の増改築工事等を申請者自らが行う場合も、補助対象要件を満たしていれば対象となります。

Q 市町村が実施している補助金等との併用は可能か？

A 彩の木補助事業は、他の補助金との併用ができます。併用を考えていらっしゃる場合には、市町村等の補助金側（彩の木補助事業でないもう一方の補助事業）が併用可能かを必ず確認してください。
なお、彩の木補助事業は埼玉県の補助を受けて実施しているものです。

Q 平成29年2月28日までに木工事が完了できなかったときはどうすればいいのか？

A 補助対象要件に該当しないため、補助金の交付を受けることができません。速やかに「辞退届（様式5）」を木材協会に提出してください。
なお、翌年度についてもこの事業を継続した場合は、翌年度の補助事業の対象となる可能性がありますので、内容をご確認ください。

Q 建売住宅(売買契約前)の場合、申請者は誰になるのか？

- A 申込書兼交付申請書は、建売住宅を建築している工務店等が申請者として手続きできます。この場合、建売住宅販売の際に、彩の木補助事業が利用できる旨をPRできます。
- 木工事完了報告書兼請求書は、売買契約締結後、買主が申請者として手続きします。平成29年3月10日（木工事完了報告書兼請求書の提出期限）までに売買契約が成立しなかった場合には補助金の交付を受けることができないため、「辞退届（様式5）」を木材協会に提出してください。
- なお、翌年度についてもこの事業を継続した場合、翌年度の補助事業の対象となる可能性がありますので、内容をご確認ください。

Q 県外にさいたま県産木材を使って住宅を新築する。補助金の対象になるか？

- A 新築する住宅が埼玉県内に所在しなければならないので、対象にはなりません。

Q 平成28年3月1日に内装木質化の工事請負契約を締結し、4月11日に着工した。補助金の対象になるか？

- A 内外装木質化として申込みができるものは、平成28年4月1日以降に工事請負契約を締結したものです。したがって、平成28年3月1日に契約を締結した場合は、4月1日以降の工事着工であっても、補助の対象とはなりません。
- なお、県産木材を3立方メートル以上使用して内装木質化の工事をする場合は、平成28年4月1日以前の契約締結でも増改築としてお申込みいただけます。

Q 実面積の計算方法(様式1-3)を知りたい。

- A 厚さが12ミリメートル以上ある県産木材を使っていて、かつ、表面が見えている面積を計算します。柱、間柱、巾木等で基準を超えるものは、面積として加算します。
- なお、表面にクロスを貼る場合は、基準を超える木材を使っていても、表面が見えていないため面積に含めることはできません。
- また、小径木の丸みを使い、壁材、天井材として使用した場合は、平均の厚さが12ミリメートル以上であれば対象となります。

Q さいたま県産木材を3立方メートル以上使用して改築する。増改築として申込んだ補助金額より内外装木質化として申込んだ補助金額の方が大きくなるとき、内外装木質化として申込んでいいか？

- A 増改築、内外装木質化、どちらも補助要件を満たしているときは、どちらで申込みしても構いません。
- ただし、内外装木質化として申込書兼交付申請書を提出した場合は、内外装木質化として木工事完了報告書兼請求書の提出をしていただきます。手続き途中での変更は認められませんので、ご注意ください。
- また、内外装木質化として補助金の交付を受けるためには、施工面積のわかる図面の添付が必要です。施工面積のわかる図面の添付ができないときには、増改築としてお申込みください。

